Copyright© 2026 捧大地【ねんネコ塾™（minso-nyumon.com)】All rights reserved.

令和８年４月４日[1]

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（五月雨式編）

捧　大地

第１章「相殺の抗弁と重複起訴の禁止」第４節　～基本再確認～

第１　基本事項の再確認

１　重複起訴の禁止（法 142 条）

法 142 条は、重複起訴を禁止しています。これは、１つの紛争に対して、異なる２つの裁判所が異なる判断を下したら、国家の司法権を担う裁判所の判断に矛盾が生じ、紛争解決権能が機能しなくなるおそれが生じるからです。

２　実体法を実現させるのが民事訴訟法の役割

民事訴訟法は、いうまでもなく、実体法が規定している権利・義務関係を実現させるのがその役割です。

その一方で、同法が紛争解決をもたらす機能としての、その役割を果たすために手続法としての緻密な理論により成り立っており、その「公法としての側面」をも有しています。

⑴　相殺を例にして

民法が規定する相殺（同法 505 条以下）を例にして、この問題をみていきましょう。相殺の機能の１つとして「担保的機能」があります。

この相殺制度が認める実体法上の権利を実現する方法に関連して、法 114 条２項があります。同条項は、「相殺のために主張した請求」の「成立又は不成立の判断」に既判力を認めています。これについて、法 142 条の趣旨と同じ問題が生じるため、相殺の抗弁について同条が類推適用されます。

３　実体法と公法としての手続法のせめぎ合い

実体法上の権利を実現させるのが民事訴訟法の役割ですが、それと同時に、紛争解決権能をもたらす「公法としての訴訟法」としての役割をもまた、同法は担っています。

実体法上の権利の実現を重視すると相殺の権能を害さないようにする解釈に傾きますし、公法としての権能を重視すると、「純・民訴法」的な解釈に傾きます。

４　小括

この「相殺の抗弁と重複起訴の禁止」を論じるにあたっては、この根本的な問題への理解を、常に、根底において、考えていただきたいと存じます。

【第１章第４節、以上】

---

[1] とある年の４月４日、とある世界的なロックバンドが全米チャート top５を独占した。皆さんもこのバンドの♪音楽♪を聴いてほしい。